

令和7年度豊後大野市総合文化センター実行委員会事業募集要項

1 趣旨

豊後大野市の文化芸術の振興を図ることを目的として、豊後大野市総合文化センター(以下「エイトピア」という。)の指定管理者(以下「指定管理者」という。)が市から受託して実施する実行委員会事業(以下「実行委員会事業」という。)を募集します。

なお、選定された事業は、要する経費のうち対象となる経費を、支援額として交付されます。

2 募集する事業

エイトピアをおのを活かした文化芸術事業で、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 鑑賞型事業：市民の文化、芸術に触れる機会を提供するもの
- (2) 参加創造型事業：舞台づくりに関わることの楽しさ、喜び、感動を市民が体験することのできるもの
- (3) 育成普及型事業：市民が文化、芸術に興味や関心を持つきっかけを提供するもの
- (4) その他：豊後大野市の文化、芸術の振興につながる事業

ただし、次に該当するような場合は対象となりません。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な宣伝意図を有するもの
- (3) 特定の企業名を事業名に冠するもの
- (4) 公序良俗に反するもの

3 指定管理者の支援の対象となる経費

(1) 指定管理者の支援の対象となる経費は、次のとおりです。

費目	内 容	付 記
報償費	外部から招へいする講師、専門家及び出演者等に対する謝礼金等	
旅 費	講師等に対する旅費	
需用費	消耗品費、講師等に対する食糧費	お茶代等(懇親のための飲食にかかる経費及び土産品等の購入費を除く。)
	チラシ、ポスター及び資料等の印刷製本費	
役務費	会議開催通知や資料の送付に必要な郵便料、保険料、広告料及び手数料等	
委託料	機材等運搬、会場警備及び会場設営等、専門的知識や技術等を要する業務の外部委託費	
使用料及び賃借料	エイトピアにおける施設及び附属設備等使用料	豊後大野市総合文化センター条例施行規則第8条第1項第1号の規定を適用し免除。ただし公演日を含む2日間に限る。

	車両や器械類等の借上料、著作権使用料、器具等の使用料	
<p>※支援対象外経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営にかかる経費（人件費、備品等） ・コンクール等入賞商品にかかる経費 ・事業に直接関係のない経費 		

4 指定管理者の支援額

- (1) 指定管理者の支援額は、対象経費を積算した額から事業収入や寄付金等を控除した額とします。
- (2) 指定管理者の支援額の交付は、指定管理者が行います。

5 その他の支援

市から実行委員会事業に選定された団体は、次の支援が受けられます。

- (1) 市の広報媒体を活用した広報

6 応募できる団体

応募できる団体は、次のすべてを満たすものです。

- (1) 所在地または活動拠点が市内にあり、主たる構成員が市内に住所を有していること。
- (2) 実行委員会などを組織してエイトピアで実施する文化芸術事業の運営主体となること。
- (3) 暴力団（豊後大野市暴力団排除条例（平成23年豊後大野市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。ただし、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。以下同じ。）の統制下にある団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体その他反社会的活動を行うおそれのある団体でないこと。

7 指定管理者の支援の実施期間

指定管理者が支援を実施する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

8 応募手続き

(1) 提出書類

- ① 豊後大野市総合文化センター実行委員会事業申請書（様式第1号）
- ② 申請団体調書（様式第2号）
- ③ 事業収支予算書
（支出は支援対象経費の区分により見積書等の根拠に基づいて記載すること）
- ④ 誓約書（様式第3号）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

1部

(3) 受付期限

令和6年12月20日（金）午後5時までとします。

(4) 提出方法

FAX、E-mail または持参にて提出してください。

(5) 提出先

豊後大野市役所まちづくり推進課文化芸術振興係（市役所4階）

TEL 0974-22-1001 内線 2412

FAX 0974-22-3361

E-mail : d102020@city.bungoono.lg.jp

豊後大野市総合文化センター（エイトピアおおの）

TEL 0974-22-8000

FAX 0974-22-3953

(6) 留意事項

- 複数申請の禁止

1応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

9 応募に対する審査

応募していただいた事業について、選定審査基準に基づいて審査を行い、指定管理者の予算の範囲内において、評価の高かったものから順次実行委員会事業として選定します。

(1) 事前相談

申請書や事業収支予算書等の内容について、文化芸術振興係が事前相談に応じます。

(2) 審査

申請内容が募集要件を満たしているか審査するとともに、事業の効果など、次の評価項目に基づき審査します。

評価項目	評価の視点
理解度	事業が、実行委員会事業の趣旨に合致しているか。 鑑賞型事業、参加創造型事業、育成普及型事業、その他豊後大野市の文化、芸術の振興につながる事業のいずれかに該当するか。
効果	市内外で話題になるような魅力があるか。 多くの来客が見込めるか。
継続性・発展性	事業の継続及び発展性が見込めるか。 市民の文化、芸術への積極的な参加等の広がりを生む可能性があるか。
事業の実現性	事業内容に具体性があるか。 出演者、運営スタッフ等の人数が妥当か。
経費の妥当性	事業内容や来場予定者数に見合う予算となっているか。 予算の見積りが妥当か。

(3) 通知

審査の結果は、選定後に応募者全員に書面で通知します。

(4) 留意事項

① 事業の変更又は中止

事業の内容を変更し、または事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業（変更・中止）申請書（様式第5号）を提出し、承諾を得るものとします。

② 実施状況の確認

事業の適正な執行を期するため、事業の実施状況について報告を求めることがあります。

③ 実績報告

事業完了後 30 日以内に、事業実績報告書に次の書類を添付して提出してください。

(1) 収支決算書

(2) 実施した事業の成果がわかる書類

(3) その他指定管理者が必要と認める書類

④ 書類の整理及び保存

実施した事業の経理について、帳簿及び証拠書類等を整備し、5年間保管すること。

10 問い合わせ先

豊後大野市役所まちづくり推進課文化芸術振興係（市役所4階）

TEL 0974-22-1001 内線 2412

FAX 0974-22-3361

E-mail : d102020@city.bungoono.lg.jp